

鳥栖・三養基地区消防事務組合

令和４年２月組合議会定例会 会議録

令和４年２月９日

1 出席議員氏名

松隈 清之	田中 俊彦	森山 林	尼寺 省悟	江副 康成
西依 義規	重松 一徳	中村 絵里	中山 五雄	田中 静雄

2 欠席議員氏名

古賀 通 牟田 秀文

3 会議録署名議員

森山 林 重松 一徳

4 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	橋本 康志	副管理者	岡 毅
副管理者	松田 一也	副管理者	武廣 勇平
消防長	下田 辰也	次長	藤戸 憲久
次長兼西消防署長	秋吉 孝二	次長兼鳥栖消防署長	森園 省三
総務課長	松永 康輝	警防課長	船津 直樹
予防課長	井上 耕一	情報指令課長	田中 清雅
総務課参事	大坪 広武	総務課長補佐	権藤 達弥
総務課長補佐	牛嶋 崇宏	総務係長	園木 勝彦
財政係長	黒田 聡		

5 議会事務局員氏名

総務係員 黒岩 義弘

6 議事日程

日程第 1	議長の選挙
日程第 2	会期決定
日程第 3	会議録署名議員の指名
日程第 4	経過報告
日程第 5	管理者提案理由説明
日程第 6	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加 及び同組合理約の変更について
日程第 7	専決処分事項の承認について
日程第 8	令和3年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第2号）
日程第 9	令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算

7 議会に付した案件

議事日程のとおり

8 議会の経過

開会 10時00分から10時51分

(田中副議長)

皆さん、おはようございます。当組合議会の議長が、現在欠けております。従いまして、議長選挙まで副議長の田中が議長の職務を行います。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

本日、鳥栖・三養基地区消防事務組合告示第1号におきまして、組合議会定例会が招集されました。只今の出席人員10人です。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。これより組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。日程に入ります前に新しく組合議員になられました方を私の方から紹介させていただきます。

鳥栖市から令和3年12月1日付けで選出されました、松隈清之議員、同じく12月22日で選出されました、森山林議員、尼寺省悟議員、江副康成議員、西依義規議員、上峰町から令和3年12月17日付けで選出されました、田中静雄議員です。順次ご挨拶をお願いします。

(松隈議員)

おはようございます。

ただいまご紹介いただきました、鳥栖市議会議長の松隈でございます。誠心誠意努めてまいりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いします。

(森山議員)

おはようございます。

ご紹介いただきました、森山でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

(尼寺議員)

ご紹介いただきました、尼寺省悟でございます。誠心誠意、職務を全うしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

(江副議員)

ご紹介いただきました、鳥栖市議会議員の江副でございます。消防事務組合は初めてでございます。誠心誠意努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(西依議員)

おはようございます。鳥栖市議会議員の西依義規と申します。私も消防組合議員初めてでございます。全力で、努めますのでよろしくお願いします。

(田中静雄議員)

おはようございます。ご紹介にあずかりました、上峰町議会の副議長の田中静雄と申します。皆様方のご指導を得ながら、しっかりと頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(田中副議長)

どうもありがとうございました。以上をもちまして、新しく組合議員に就任された方の紹介を終わらせていただきます。

日程第1 議長の選挙を行います。お諮りします。議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

— (異議なしの声) —

(田中副議長)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。それでは、指名推選をお願いいたします。

(重松議員)

はい。

(田中副議長)

重松議員。

(重松議員)

議長の選挙につきまして、私のほうから、指名推選をしたいと思っております。

本日まで、鳥栖三養基地区消防事務組合の議会の議長は、発足当時より、鳥栖市の市議会議長をもって、お願いしておりました。従いまして、ただいま提案されております、議長選挙には鳥栖市議会議長であります松隈清之議員を議長に推選したいと思います。よろしくお願いいたします。

(田中副議長)

只今、重松議員から、松隈議員を議長に推選がございました。これにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(田中副議長)

異議なしと認めます。よって、松隈議員を議長の当選人と定めます。議長に当選されました松隈議員がおられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知しま

す。それでは、議長の当選承諾及びご挨拶をお願いいたします。

(松隈議長)

只今、皆様方のご推挙により、議長に推薦していただきました、松隈清之でございます。謹んでお受けいたします。また、これよりは皆様方の様々な声を聞きながら、透明公正な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(田中副議長)

皆様のご協力によりまして、円滑に議事を進めさせていただきましたことに厚くお礼を申し上げます。私の職務は、以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(松隈議長)

では、これより議長職を務めます。日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

— (異議なしの声) —

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第94条の規定により、議長において森山林議員並びに重松一徳議員を

指名いたします。

日程第4 経過報告でございますが、お手元に報告書を配付いたしておりますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

(松永総務課長)

はい、議長。

(松隈議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

総務課長の松永でございます。

経過報告に誤りがございましたので、議長のお許しを得まして、本日、机の上に配付資料の訂正についてという文書を置かせていただいております。

訂正箇所につきましては2ページになりますが、警防課の4消防団出初め式についての1番下になります。1月16日、みやき町規模を縮小し開催されたとありますが中止となっております。また、13ページの左上、令和3年1月から令和3年6月とありますが、正しくは令和3年1月から令和3年12月でございました。お詫びして訂正をいたします。誠に申し訳ございませんでした。以上でございます。

(松隈議長)

日程第5 管理者提案理由の説明を求めます。

(橋本管理者)

はい、議長。

(松隈議長)

橋本管理者。

(橋本管理者)

おはようございます。提案理由の説明に入ります前に、この度当組合の議員にご就任いただきました、鳥栖市議会の松隈議長、森山議員、尼寺議員、江副議員、そして西依議員、また、上峰町議会の田中副議長、就任誠におめでとうございます。当組合の運営に関しまして、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

では、提案理由の説明を申し上げます。本日、ここに令和4年2月組合議会定例会を招集いたしまして、提案しております議案について概要をご説明し、ご審議をお願いすることといたしました。

議案第1号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について申し上げます。これは、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増加し、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第2号 専決処分事項の承認について申し上げます。令和3年11月30日に鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について専決処分いたしましたので、これを議会へ報告し承認を求めるものでございます。

議案第3号 令和3年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第2号）について申し上げます。今回の補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ3,168万円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億7,900万7千円といたしております。歳入面では、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入を追加する一方、繰入金を減額いたしております。歳出面では、決算見込みによる調整を行うとともに、積立金を追加いたしております。

議案第4号 令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算について申し上げます。予算の総額は、歳入、歳出それぞれ18億5,541万9千円とし、前年度比23.

33%の増となっております。歳入面では、令和3年度基準財政需要額で算出いたしました各市町負担金、国庫支出金、退職手当基金からの繰入金及び組合債などを計上いたしております。歳出面では、総務費で人件費等経常的な経費のほか、庁舎外壁等改修工事、消防費で救助工作車、高規格救急車整備事業及び高機能消防指令システムサーバー更新に要する経費などを計上いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきますが、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

日程第6 議案第1号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について議題といたします。提案理由の詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

はい、議長。

(松隈議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

議案第1号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてご説明いたします。恐れ入りますが、①と記しております議案書1ページをお願いいたします。

本組合が議員・非常勤職員の公務災害補償事務について加入しております、佐賀県市町総合事務組合に「多久小城医療組合」を加入させ、議会の議員・その他非常勤職員の公務災害等補償事務の共同処理に参加させるとともに、現在、議会の議員・その他非常勤職員の公務災害等補償事務について共同処理をしております「神崎市・吉野

ヶ里町葬祭組合」について、退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加をさせるため、佐賀県市町総合事務組合の規約の変更が必要となるものでございます。

地方自治法では、一部事務組合を組織する地方公共団体の数を増減し、若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定めると規定されており、その協議については、同法の規定によりまして、関係地方公共団体の議会の議決を経ることとなっておりますので、ご審議をお願いするものでございます。④と記しております議案参考資料の1ページから3ページに新旧対照表を添付いたしておりますのでお目通しいただきますようお願いいたします。

以上、説明とさせていただきますが、なにとぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑を行います。

— (なしの声) —

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第1号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更については、原案のとおり決しました。

日程第7 議案第2号専決処分事項の承認について議題といたします。詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

はい、議長。

(松隈議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

議案第2号 専決処分事項についてご説明をいたします。

議案書の2ページ3ページをお願いいたします。昨年11月30日、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定によりまして議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分を行いましたので、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、人事院勧告等に準じ、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正するものであり、第1条、第2条ともに職員に係る期末手当の額について、それまで年間総額の2.55月あったものを、年間2.4月へと改正したものでございます。

ご承知のとおり本組合の職員の期末勤勉手当の基準日につきましては、12月1日となっておりますことから、不利益不遡及の原則によりまして、令和3年11月30日までに議会の議決が必要でございましたので、議会の開催に向け関係市町と調

整を図りましたが、構成市町の議会開催日が１１月２９日、それから１１月３０日であったことから日程的に調整がつきませんでした。このため、議長へご相談をさせていただいた上で専決処分としたところでございます。鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の詳細でございますが、第１条は、昨年６月に支給をしていた期末手当の額について、１２月の支給額で調整を図るため、期末手当基礎額に乗じる率について、一旦１００分の１２７．５から１００分の１１２．５へ改正、第２条でその率を１００分の１２０へと改正し、次年度の６月と１２月を同率にするものでございます。このため、第１条の施行は令和３年１２月１日からといたしており、第２条の施行は令和４年４月１日といたしております。議案参考資料の４ページ５ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

（松隈議長）

詳細説明が終わりました。これより議案第２号の質疑を行います。

—（質疑なしの声）—

（松隈議長）

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第２号 専決処分事項の承認については原案のとおり承認することに異議ありませんか。

—（異議なしの声）—

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 専決処分事項の承認については、原案のとおり承認することに決しました。

日程第8 議案第3号 令和3年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第2号を議題といたします。提案理由の詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

はい、議長。

(松隈議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

議案第3号 令和3年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第2号についてご説明をいたします。別冊の②となっております令和3年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算の1ページをお願いいたします。

今回の補正でございますが、既決の予算の総額から歳入歳出それぞれ3,168万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,900万7千円といたしております。それでは、予算の詳細につきまして事項別にご説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款1の分担金及び負担金につきましては、令和2年度に整備をいたしました、高規格救急自動車及び非常用発電機に供給するための危険物施設整備事業に活用いたしました、緊急・防災減災事業債に係る普通交付税措置額が確定をいたしましたので、13万8千円増額をいたしております。

次に、款2使用料及び手数料、項2の手数料につきましては、150万円の増額、

款５ 財産収入 項１ 財産運用収入につきましては、各基金の預金利子で８７万５千円増額をいたしております。

款７の繰入金につきましては、財政調整基金繰入金で３，５０７万１千円、消防施設等整備基金繰入金で４万４千円を減額いたしております。財政調整基金につきましては一般財源の調整、消防施設等整備基金につきましては庁舎外壁改修設計委託料の入札差額を減額いたしております。次のページをお願いいたします。

款９ 諸収入、項３の雑入で、９２万２千円を増額いたしておりますが、これは佐賀県防災航空隊派遣職員の給与等精算に係る交付金、職員の健康診断等に係る佐賀県市町村職員共済組合からの助成金などでございます。次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

款１ 議会費で４万８千円を減額いたしております。

款２ 総務費 項１ 総務管理費 目１の一般管理費につきましては、３，１５１万２千円を減額し、補正後の額を１３億６，４７４万９千円といたしております。内訳でございますが、節１ 報酬１２万９千円は決算見込みによる減額、節３ 職員手当等につきましては、期末手当の支給率の引き下げに伴う減額、その他につきましては決算見込みにより１，７６５万８千円を減額いたしております。次のページをお願いいたします。

節４ 共済費につきましては、期末手当の支給率の引き下げと決算見込みによる８２万２千円を減額いたしております。

節７ 報償費で５万６千円の減額、節８ 旅費は新型コロナウイルスの感染拡大により消防救助技術大会、緊急消防援助隊全国訓練及び九州ブロック訓練が中止されたことなどにより１９３万４千円の減額、節９ 交際費の４万円、節１０ 需用費の５７万９千円、節１１ 役務費の７０万９千円、節１２ 委託料１１万円の減額は決算見込みによるものでございます。

節１３ 使用料及び賃借料は、緊急消防援助隊全国訓練及び九州ブロック訓練が、これも新型コロナウイルス感染拡大により中止されたことなどにより、１２７万９千円

を減額いたしております。次のページをお願いいたします。

節 1 4 工事請負費 1 3 4 万 5 千円の減額につきましては、鳥栖消防署車庫のシャッターにつきまして、開閉に伴う不具合がたびたび生じていたため、シャッターの改修工事をする予定にいたしておりましたが、不具合内容の確認と注油の方法等について専門業者へ確認をいたしまして、再度手入れを行ったところ、作動不良が改善をいたしましたので、現時点におきましては改修が必要ないと判断をいたしております。今後は、定期的に点検を実施して必要があれば改修をしたいというふうに考えております。

次に、節 1 7 備品購入費で 2 万円、節 1 8 負担金補助及び交付金で 3 5 万 4 千円を減額いたしておりますが、これも決算見込みによるものでございます。

節 2 4 積立金 9 2 万 7 千円につきましては、各基金の預金利子等について、計画に基づきまして、それぞれの基金に積み立てるものでございます。

項 2 監査委員費は、1 万 2 千円の減額といたしております。

次に、款 3 消防費 項 1 消防施設費の減額 1 0 万 8 千円につきましては、資機材の購入に伴う入札差額などでございます。議案参考資料の 6 ページに令和 3 年度負担金算出表を添付いたしておりますので、ご参照いただきたく存じます。

以上説明とさせていただきますが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑を行います。

(重松議員)

はい、議長。

(松隈議長)

重松議員。

(重松議員)

12ページの先程の説明で、シャッター改修工事を不良箇所が見つかり点検したことによって、工事する必要がなかったという形で全額補正されておりますけれども、シャッターがもし何かの時に開かなくなるということがあれば出動できなくなるというのがあります。これは専門業者が見てからでしょうけれども、場合によっては早めに改修工事をするべきではないかと思っておりますけれども、いつぐらいにするという計画はなくて、当面経緯を見守るという形になっているのでしょうか。

(松永総務課長)

はい、議長。

(松隈議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

シャッターの改修工事につきましては、現時点におきましては毎日点検、毎週点検等を確実に実施して点検等に努めてまいりたいと考えておりますが、もしその中で、多少なりとも、少しでも不具合がある場合につきましては、改修工事の方へと計画を変更させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

(松隈議長)

よろしいですか。

(重松議員)

はい。

(松隈議長)

他にありませんか。

— (なしの声) —

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第3号 令和3年度鳥栖・三養基消防事務組合補正予算第2号については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 令和3年度鳥栖・三養基消防事務組合補正予算第2号は原案のとおり決しました。

日程第9 議案第4号 令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算を議題といたします。提案理由の詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

はい、議長。

(松隈議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

議案第4号 令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算についてご説明をいたします。別冊③の令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億5,541万9千円といたしており、前年度比3億5,100万円の増額となっております。次に5ページをお願いいたします。

第2表の地方債でございますが、高機能消防指令システムサーバー更新に伴う起債の限度額が1,000万円、救助工作車及び高規格救急自動車の整備事業として、それぞれの限度額が1億890万円と3,230万円、鳥栖消防署・消防本部の庁舎外壁等改修工事と補助車庫の外壁改修工事の限度額について、それぞれ6,140万円と380万円。起債の目的全てにおきまして、起債の方法は、証券発行又は証書借入れ、利率は5%以内、償還の方法につきましては、政府資金の場合はその融資条件、その他の場合は債権者と協定することといたしております。

歳入歳出予算の詳細につきまして、事項別にご説明をいたしますので、13ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款1分担金及び負担金で、15億1,680万6千円を計上いたしており、前年度比1億2,488万5千円の増額となっております。

負担金につきましては、地方交付税の算定額を基礎としております関係で、補正後人口が増加したこと、それから基準財政需要額に係る消防費の単位費用が1万1,700円、救急業務費2,890円となったこと、また、職員の増員に伴う人件費の増加によりまして、負担金を算出するための率を変更したことなど、大幅に増額となっているところでございます。

款 2 使用料及び手数料で、項 1 使用料の 1 9 万 6 千円につきましては、自動販売機設置料でございます。また、項 2 の手数料は、危険物施設の許可申請などに係る手数料 1 5 0 万円といたしております。

款 3 国庫支出金 5, 0 1 4 万 2 千円につきましては、救助工作車の更新に伴う防衛省による補助金を計上いたしております。次のページをお願いいたします。

款 4 の県支出金はありません。

款 5 財産収入で、項 1 の財産運用収入は各基金の預金利子として 1 1 万 8 千円、項 2 の物品売払い収入 1 2 2 万 5 千円は更新に伴う車両 2 台分の売払い額となっております。

款 6 寄附金はありません。下のページをお願いいたします。

款 7 の繰入金でございますが、財政調整基金繰入金は科目設定、退職手当基金繰入金 4, 4 0 0 万円は、退職予定者 4 名の退職手当に充当。また、消防施設等整備基金繰入金は、車両の更新や消防本部、鳥栖消防署外壁等改修工事などに充当するため、9 3 5 万 9 千円の繰入れを予定いたしております。

款 8 の繰越金につきましては、科目設定でございます。

款 9 諸収入の項 1 預金利子につきましては科目設定、項 2 では高速自動車国道における救急出動に対する支弁金として 6 4 8 万 5 千円を計上いたしております。これは、高速道路での救急業務を行う消防本部が救急隊 1 隊を維持するための必要な経費、それから管轄するインター数、出動件数などにより算出した額について、西日本高速道路株式会社へ請求するものでございますが、救急隊 1 隊を維持する費用が減額となりましたので、2 1 万 8 千円の減額となっております。次のページをお願いいたします。項 3 の雑入につきましては、危険物安全協会からの負担金 1 0 0 万円と佐賀県防災航空隊へ派遣をいたしております職員の人件費相当額となる交付金 8 1 8 万 5 千円を計上いたしております。

款 1 0 の組合債につきましては、車両などの更新や公共施設等適正管理推進事業に伴う改修工事を予定しており 2 億 1, 6 4 0 万円を起債する予定でございます。1 7

ページをお願いいたします。

続きまして歳出でございますが、款１の議会費で３９万１千円を計上いたしております。

次に、款２総務費の項１総務管理費、目１一般管理費を１５億５，４９９万４千円としており、前年度比１億６，４９６万９千円の増額となっておりますが、主に人件費の増加と庁舎等改修工事に伴うものでございます。内訳でございますが、節１につきましては会計年度任用職員３人を含む報酬として５５８万８，０００円。

節２給料で５億４，７５７万８千円、節３職員手当等で５億３，４４７万１千円を計上しておりますが、次年度の退職予定者は４人となっているところでございます。次のページをお願いいたします。

節４共済費が２億３６９万１千円、節７報償費で１０万１千円、節８旅費は６４１万７千円を計上。これは消防学校、消防大学校、救急救命士研修の旅費が主なものとなっております。

次に、節９交際費１０万円、節１０需用費で５，００９万８千円を計上。これは消防被服費、消耗品費、光熱水費など経常的なものでございます。次のページをお願いいたします。

節１１役務費の１，９６７万４千円につきましては、通信費や健康診断料などでございます。

節１２の委託料で４，８１８万９千円、主なものにつきましては、消防救急デジタル無線、消防指令システム、消防ＯＡシステム等の保守業務に伴う委託料、庁舎外壁等改修工事に伴う監理業務、また、翌年度に予定をいたしております空調機器の改修工事に伴う設計業務などでございます。次のページをお願いいたします。

節１３使用料及び賃借料で１，３５４万５千円、これはＯＡ機器リース料などでございます。

節１４工事請負費につきましては、庁舎や補助車庫の外壁補修工事など、６，８７５万８千円を計上いたしております。

節 17 備品購入費で 53 万 7 千円、庁用器具等の購入をお願いしたいと考えております。

節 18 負担金補助及び交付金の 1,000 万 3 千円につきましては、消防学校や消防大学校の入校、救急救命士研修の負担金などがございます。

節 21 補償、補填及び賠償金につきましては、科目設定をいたしております。次のページをお願いいたします。

節 24 積立金につきましては、4,557 万 9 千円を計上いたしておりますが、財政計画に基づき積立てをお願いしたいと考えております。

次の節 26 公課費の 66 万 4 千円は、車両に係る重量税及び国家試験に合格した救急救命士の登録免許税でございます。

款 2 総務費の項 2 監査委員費が 5 万 2 千円を計上いたしております。次のページをお願いいたします。

款 3 消防費は、2 億 959 万 1 千円を計上いたしております。

項 1 消防施設費、目 1 消防施設管理費で主に高規格救急自動車及び救助工作車と高機能消防指令システムのサーバー更新に伴う費用でございます。

款 4 の公債費でございますが、元金で 8,435 万 3 千円、利子で 103 万 8 千円の合計 8,539 万 1 千円を計上いたしております。詳細につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。次のページをお願いいたします。

款 5 予備費につきましては、500 万円といたしております。議案参考資料の 7 ページと 8 ページに令和 4 年度負担金算出表、それから性質別歳入歳出一覧を添付いたしておりますので、ご参照いただきたく存じます。

以上説明とさせていただきますが、何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。これより議案第 4 号の質疑を行います。

(中山議員)

はい。

(松隈議長)

中山議員。

(中山議員)

16 ページのですね、消防債の中の高規格救急自動車整備事業、これはどういう整備をされているものかとですね、その下の救助工作車整備事業、これはどういうその1億890万となっていますが、どういうその機能がついていて、どういう作業がされるものか、その辺の中身の説明をお願いします。

(松永総務課長)

はい、議長。

(松隈議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

中山議員の質問にお答えします。

まずは事業の内容について、私の方からご説明をさせていただきます。

高規格救急自動車と救助工作車の整備事業ということで、どういった事業かというところですが、予算書の5ページの第2表地方債というところをご覧くださいと思います。

2つ目の救助工作車の整備事業につきましては、防衛省の補助の基準額が約7,500万円その補助裏を緊急・防災減災事業債、これが充当率100%、それから普通

交付税措置率が70%の事業となっております。

なお、防衛省の補助に関しましては、基準額7,500万円程の3分の2が補助額となります。その基準額の7,500万円以外の部分につきまして起債させていただいて普通交付税措置を受けたいというふうに考えております。

それから3つ目の高規格救急自動車整備事業につきましても、緊急・防災減災事業債で、充当率100%、それから普通交付税措置率が70%ということで、大変有利な事業を活用させていただいて、事業を進めさせていただければと考えております。以上事業の概要について説明をいたします。

(中山議員)

はい。

(松隈議長)

中山議員。

(中山議員)

この救助工作車ですね、整備事業という機能か、どういうふうな機能がついてありますか。

(船津警防課長)

はい、議長。

(松隈議長)

船津警防課長。

(船津警防課長)

救助工作車とは、救助活動を目的として製作された車両です。人を助けに行くときの車両で、車両自体にクレーン、ウインチ、照明装置を車本体に装備しておりまして、活動としては交通事故や水難事故、また化学生物災害等の事故に使用する救助資機材そういうものを装備した車両のことでございます。ですから車と救助資機材を込みで、今回購入するという計画でございます。以上です。

(中山議員)

はい、ありがとうございました。

(中村議員)

はい、議長。

(松隈議長)

中村議員。

(中村議員)

今の中山議員の質問に関連しまして、この高規格救急自動車とか救助工作車はいろんな種類がたくさんあると伺っております。

今度これを備品として購入されるわけですが、この色々なタイプがある中で鳥栖・三養基地区では、今特にどういったタイプのものを導入されようとしているのか。ちょっとその内容を、多分地域的に災害とかですね、いろんなものがあると思うので、それに見合ったものを各自治体で多分考えられると思うんですが、どういったタイプを今度購入されようとしてるのかを教えてください。

(船津警防課長)

はい、議長。

(松隈議長)

船津警防課長。

(船津警防課長)

高規格救急自動車、まず救急車に関してですけれども、救急救命士制度、平成3年の運用開始から出来上がった救急車のタイプの車両で、車内におきまして高度な救命資機材を用いて救急活動を行う、また、室内空間を備えた救急車のことを言いまして、現在市中を走行しております救急車はほとんどこの高規格救急自動車で同等のタイプを購入する予定でございます。

救助工作車に関しましては、現行の救助工作車と同形の8トンシャーシのボディーで、それを偽装いたしまして、現在消防本部にあります形とはちょっと変わって、バス型といいまして、車内を通行出来て車内で着替えとかも出来るような車内空間がちょっと大きめにとれた車両を購入する予定でございます。以上でございます。

(中村議員)

はい、議長。

(松隈議長)

中村議員。

(中村議員)

ありがとうございます。

それに関連してですね、今、市中を走っているのは高規格救急自動車が全てとおつ

しゃっていますけど、今ちょっと色々な、こういう時期ですね、コロナウイルスとかそういった類のいろんな株が出てまいりましたけれども、そういうものに対応できるような、どういったものが装備されているのか、そういったところ少し教えていただけたらと思います。

(船津警防課長)

はい、議長。

(松隈議長)

船津警防課長。

(船津警防課長)

はい、感染対策に対しましては、まず救急隊員の服装で十分対応ができるということで、コロナ禍におきまして、服装を感染防護衣また、ゴーグル、手袋、そういうふうに強化をしております。実際、感染に関して現在、救急活動中に感染が起きたということもございませんし、感染に対しての対応は隊員の服装で出来ております。

アイソレーターという商品がありますけれども、この商品に関してはまだうちの方では装備をしておりませんが1回の維持費が高額になりますし、隊員の防護で十分ということが総務省の方からあっておりますので、そういうことで対応いたしておるような状況でございます。

以上です。

(中村議員)

はい、議長。

(松隈議長)

中村議員。

(中村議員)

アイソレーターというものをひとつ説明いただきたいのと、それからくれぐれも皆様お気をつけてですね、いろいろこれが大変だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたい。その説明をお願いします。

(船津警防課長)

はい、議長。

(松隈議長)

船津警防課長。

(船津警防課長)

アイソレーターといいますのは担架を塩化ビニール製で覆うような形のものです、それを機械で強制的に陰圧状態として排気し、搬送するような搬送器具ですね。よろしいですか。

(重松議員)

はい、議長。

(松隈議長)

重松議員。

(重松議員)

歳入のですね、分担金及び負担金、市町の負担金の関係ですけれども、議案参考資料の6ページ、7ページに詳しく載ってますけれども、基準財政需要額単位費用そのもの上がってますけれども、それに掛けるパーセントが0.64から0.67と、これは歳出が増えればここで調整をしていくというふうな形になってるいるんでしょうけれども、後の方の特別負担金で基山町は特別負担金がありませんけれども、この特別負担金とはどういうものなのかの説明と、これは、消防職員数の差及び施設を整備するには、市町の負担金を増やさなければならないという中で令和4年度は0.67になりますけれども、これを引き上げるべきなんだという議論をずっとされてきた、消防議会もされてきたんだと思いますけれども、佐賀県内には5つの広域消防があると思いますけれども、総じて鳥栖・三養基地区の計算方法、0.67というのは、大体、他の市町とも整合されているのか、この2点についてお願いいたします。

(松永総務課長)

はい、議長。

(松隈議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

重松議員の質問にお答えをいたします。

まず、負担金の額につきましては、基準財政需要額の消防費に係る単位費用が300円増額、それから救急業務に係る単位費用につきましても、139円の増額となり、それから高速道路救急特別交付税も4万円増となっているところでございます。

また、人件費の増加に伴いまして、ご指摘のとおり、不足する財源につきましては、構成市町と協議した結果、負担金歳出につきましては、議案参考資料の7ページにお

示しをいたしております算出表のとおり、消防費に係る基準財政需要額から、救急業務費を差し引いた額に乗じる率につきまして、これまでの64%から67%、これにつきましては今後10年間の財政計画等に鑑みながら、決定させていただいておりますが、今後も補正後人口が変動いたします、国調の年度5年後を期に、構成市町と協議をするようなことといたしております。

それから、もう1点目の67%が妥当かどうかというところでございますが、県内におきましても、この負担金の歳出については、様々な方法がとられておりまして、県内で1番、鳥栖・三養基地区の消防と類似している消防機関につきましては、杵藤地区の消防本部がありますが、こちらにつきましては基準財政需要額の全体に係る7割とか、そういった歳出方法でございます。

この率から考えますと、我々の救急業務費は全額、それからその残りの消防費に対する67%を乗じた額については、少し若干ですね、鳥栖・三養基のほうが高額となるようなところありますが、概ね杵藤地区の70%と、同額の推移をしているところでございます。なお、佐賀広域等につきましては、基本額、それから人口割と、そういったものにつきまして、ルールを策定し、負担金としているというふうに聞いております。以上でございます。

それから、もう一つ特別負担金の件でございますが、これにつきましては、構成市町の方から本組合の方に職員派遣等について要請がっております。これにつきまして、みやき町それから上峰町につきましては、それぞれ職員を1名ずつ防災関係の部署に派遣をいたしております。この人件費相当額を特別負担金として、収入いたしているところでございます。以上お答えとさせていただきます。

(松隈議長)

よろしいですか。

(重松議員)

はい。

(松隈議長)

他にありませんか。

— (なしの声) —

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第4号 令和4年度鳥栖・三養基地区消防組合予算については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 令和4年度鳥栖三養基地区消防組合予算は原案のとおり決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。令和4年2月組合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございます。

地方自治法第123条の規定に基づき、ここに署名いたします。

令和4年 2 月 18 日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

松隈清之

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

重松一徳

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

森 林